

糖尿病看護認定看護師チーム岡山会則

2012 年 12 月 1 日 制定

2013 年 4 月 18 日 承認

2014 年 4 月 1 日 改訂

2017 年 4 月 11 日 改訂

第 1 条（名称）

本会の名称は、「糖尿病看護認定看護師チーム岡山」と称する。

第 2 条（目的）

本会は主に「医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画糖尿病医療連携推進事業」に基づいた岡山県糖尿病対策専門会議が主催する研修会開催目的のために制定する。

療養支援に必要な糖尿病全般に対する知識の提供や情報交換を行うことにより円滑な医療連携につなげることを目指す。

第 3 条（事業）

本会は前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- 1 研修会の企画・運営
- 2 その他 本会の目的に沿った活動

第 4 条（組織）

本会の組織は以下の通りとし、その詳細は別紙 1 に定める。

1. 幹事会

本会は、代表幹事 1 名と幹事複数名を置き、これをもって幹事会を構成し、本会の意思決定機関とする。

2. 代表幹事

本会は、代表幹事 1 名を置き、本会の代表として会の運営および提言を行う。

3. 幹事

本会は、幹事複数名を置き、代表幹事と共に会の助言及び提言を行う。

4. 代表幹事・幹事の任期

代表幹事・幹事の任期は 2 年とし、再選を妨げない。

5. 事務局

本会の事務局は代表幹事の所属する岡山大学病院糖尿病センター内（岡山県糖尿病医療連携推進事業）に置く。

第5条（本会の運営）

1. 本会は、岡山県糖尿病医療連携推進事業の費用と寄付金によって運営される。

第6条（研修会）

1. 本会は、岡山県糖尿病対策専門会議が主催するおかやま糖尿病サポーター認定研修会およびおかやま糖尿病サポーター更新研修会に併せて行うこととする。

継続的研修が必要な場合はこの限りではない。

2. 企画は、定例役員会の開催を持って行ない、幹事会役員を中心に運営を行うものとする。
3. 共催で研修会を行う場合は、共催者と協議の上で決定する。

附則

1. 本会則は、幹事会によって承認された日から施行する。
2. 本会則の変更は、幹事会の承認により決定する。